国家試験問題から学ぶ
電波法規の要点（第２版）訂正・補正表　　２０１０年２月

<table>
<tr><th>頁</th><th>行</th><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>35</td><td>下から10行目</td><td>ア：損害</td><td>ア：損傷</td></tr>
<tr><td>85</td><td>上13行目</td><td>**○免許証の訂正及び再交付**</td><td>**○免許証の再交付**</td></tr>
<tr><td>85</td><td colspan="3">従６（下記に変更、４月１日施行）
次の記述は、第一級及び第二級陸上無線技術士の資格の無線従事者の免許証の再交付ついて述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の①から④までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。
無線従事者は、［A］に変更を生じたとき又は免許証を［B］ために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総務通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
(1)　免許証（免許証を失った場合を除く。）
(2)　写真［C］
(3)　［A］の変更の事実を証する書類(［A］に変更が生じたときに限る。)
<table>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr>
<tr><td>① 本籍地の都道府県又は氏名</td><td>汚し、破り、若しくは失った</td><td>２枚</td></tr>
<tr><td>② 氏名</td><td>汚し、破り、若しくは失った</td><td>１枚</td></tr>
<tr><td>③ 本籍地の都道府県又は氏名</td><td>破り、若しくは失った</td><td>１枚</td></tr>
<tr><td>④ 氏名</td><td>破り、若しくは失った</td><td>２枚</td></tr>
</table>
［答］－②</td></tr>
<tr><td>93</td><td>上11行目</td><td>（登録局にあっては、電波法及びこれに基づく命令の集録）</td><td>(削除)</td></tr>
<tr><td>93
・
94</td><td>下５行目</td><td>○登録局の時計、業務書類等の備付け・運７（問・答）</td><td>(削除)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">○放送局の備付けの業務書類の前に次を追加する。
【追補】時計、業務書類等の備付けの省略
1　電波法第60条ただし書の規定により、時計、無線検査簿、無線業務日誌及び電波法施行規則第38条に規定する書類の全文又は一部について、その備付けを省略できる無線局は、総務大臣が別に告示する。（施行38条の2）
2　前項の規定にかかわらず、登録局にあっては、時計、無線検査簿及び無線業務日誌の備付けを省略することができる。（施行38条の2・2項）
3　告示（昭和35年12月1017号、平成21年6月22日）
(1) 無線検査簿を省略できる無線局は、
国が開設する無線局(定期検査を要するものに限る。)以外の無線局
(2) 無線業務日誌を省略できる無線局は、
放送局、放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局、放送衛星局、放送試験衛星局、非常局及び放送を行う実用化試験局以外の無線局
(3) 時計を省略できる無線局については（掲載省略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>行</th><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>95</td><td>上８行目</td><td>答　　１(正→免許状)</td><td>答　　１</td></tr>
<tr><td>85</td><td>下５行目</td><td>２ 電波法及びこれに基づく命令の集録</td><td>１ 免許状</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95</td><td>【追補１の欄】</td><td colspan="2">２から４を３から５に繰下げ、２を次のように加える。</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　次の検査の場合は、無線検査簿への記載に代えて、総務省令で定める様式の無線局検査結果通知書により、免許人等又は予備免許を受けた者に通知される。(施行 39 条２項)
この無線局検査結果通知書は、無線局検査簿の備付けを要する無線局にあっては、無線検査簿に貼付することがもとめられている。(施行別表４の２)
(1) 登録点検事業者又は登録外国点検事業者の点検を受け、無線設備等の点検実施報告書の提出をしたことによって、検査の一部を省略して落成後の検査、変更検査又は定期検査が行われた場合
(2) 無線局に電波を発射させ、これを遠隔測定して、電波の質又は空中線電力のみの検査を行う定期検査(法 73 条１項ただし書)又は臨時検査(法 73 条５項)の場合</td></tr>
<tr><td>下３行目</td><td>ア　固定局の場合</td><td>ア　非常局の場合</td></tr>
<tr><td>96</td><td>上１行目</td><td>(2) 非常の場合の無線通信の実施状況</td><td>(2) 非常の場合の無線通信の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">135</td><td>上 12 行目</td><td>問 28
イ 電波法及びこれに基づく命令の集録(無線方式の無線設備の放送局以外の放送局に限る。)</td><td>イ　電波法及びこれに基づく命令の集録</td></tr>
<tr><td>答　問 28</td><td>イ－1</td><td>イ－2</td></tr>
</table>

(備考)　「法及びこれに基づく命令の集録」(電波法令集)は、備え付けておかなければならない書類ではなくなりました。(平成２１年７月１日施行)